

# 国立大学法人電気通信大学における内部統制に関する規程

制定 平成27年3月26日規程第103号  
最終改正 令和4年3月31日規程第74号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における内部統制の体制及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本学において内部統制とは、次の各号に掲げる事項を達成するため、学長が本学内に整備・運用する仕組みをいう。

- (1) 本学の業務の有効性及び効率性の確保
- (2) 本学の業務における法令等の遵守
- (3) 本学の資産の保全
- (4) 本学が作成する財務報告等の信頼性の確保

(学長の責務)

第3条 学長は、本学の業務を総理し、及び本学の役職員を統督するものであり、内部統制においても最終的な責任を有する。

(職員の役割)

第4条 職員は、本学の理念、基本方針等の実現のため、自らの職務の位置付け及びその重要性を認識するとともに、内部統制活動に積極的に関与するものとする。

(役員会及び理事の役割)

第5条 本学に内部統制を統括する委員会を置くものとし、役員会をもって充てる。

- 2 理事は、学長のもと、所管する業務に関する内部統制を統括するものとする。
- 3 理事は、内部統制の取り組みの継続的な見直しを図るとともに、内部統制に関する役員会への周知及び研修の実施並びに必要な情報システムの更新に努めるものとする。
- 4 理事は、必要に応じ役職員と面談を行い、内部統制の取り組みの状況を確認するものとする。

(内部統制推進責任者)

第6条 本学に内部統制推進責任者を置き、総務部長、学務部長及び学術国際部長をもって充てるものとし、学長が指示する業務に関する内部統制を担当する。

- 2 内部統制推進責任者は、理事の指示のもと、内部統制を推進する。

(内部統制推進部門)

第7条 本学に内部統制推進部門を置き、各課及び各課の室（以下「各推進部門」という。）をもって充てる。

- 2 内部統制推進部門に部門長を置き、各課長及び各室長（以下「各推進部門長」という。）をもって充てる。
- 3 各推進部門は、分掌する業務における内部統制を推進するものとする。
- 4 各推進部門は、分掌する業務を適正かつ効率的に実施するため、業務の実施手順（以下「業務実施手順」という。）を策定し、継続的に見直しを図るものとする。

(モニタリングの種類)

第8条 内部統制が有効に機能していることの確認のためモニタリングを行うものとし、その種類は、日常モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリングとする。

(日常モニタリング)

第9条 日常モニタリングは、各推進部門長が実施する。

2 日常モニタリングにおいては、法令及び業務実施手順等に基づき、本学の業務執行に係る決裁及び経費支出の承認に係る手順が適切に実施されているか確認を行うものとする。

3 各推進部門長は、日常モニタリングにおいて、内部統制の問題の把握及び改善に努めるものとし、法令違反等本学の内部統制に関して特に問題のある事案（以下「問題事案」という。）がある場合は、速やかに担当の内部統制推進責任者に報告しなければならない。

(定期モニタリング及び随時モニタリング)

第10条 定期モニタリング及び随時モニタリング（以下「定期モニタリング等」という。）は、監事が行う監事監査及び内部監査室が行う内部監査をもって充てる。

2 前項にかかわらず、内部統制推進責任者は、各推進部門長と連携し、独自の定期モニタリング等を行い、内部統制の問題の把握及び改善を行うことができる。

(モニタリング結果の取扱い)

第11条 内部統制推進責任者は、第9条第3項の報告があった場合及び前条第2項のモニタリングにおいて問題事案があった場合には、速やかに改善措置を講ずるとともに、その内容及び経過を担当の理事及び監事に報告しなければならない。

2 内部統制推進責任者は、毎年度、モニタリングの実施状況及び改善措置の状況を担当の理事及び監事に報告するものとする。

3 理事は、前2項の報告について役員会に報告するものとする。

4 学長は、モニタリングの結果については、予算配分等の本学の資源の配分に活用するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、内部統制について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第59号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第84号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日規程第15号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日規程第35号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日規程第74号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。